

(照会先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

担当係: 育成環境課 健全育成係 電 話: 03-5253-1111 (内線7909)

03-3595-2505 (ダイヤルイン)

平成20年5月1日現在

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況について

[調査結果のポイント]

〇放課後児童クラブ数は、898か所増加

放課後児童クラブ数は、対前年898か所増の17,583か所となった。

〇登録児童数は、4.5万人増加

放課後児童クラブの登録児童数は、対前年4.5万人増の79万人となった。

〇実施市町村の割合は、88.8%

放課後児童クラブの実施市町村数は、1,609市町村となり、全市町村における実施割合は、対前年0.6ポイント増の88.8%となった。

〇利用できなかった児童数は、933人減少

利用の申込みをしたが何らかの理由で利用できなかった児童数は、対前年933人減の13,096人となった。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【概要】

* 平成20年5月1日現在 育成環境課調査

1 クラブ数、登録児童数及び実施市町村数の状況

- ・ クラブ数は対前年で898か所増加の17,583か所に、登録児童数は対前年で4.5万人増加の79万人となった。クラブの対前年増加数は2年連続で800か所を上回った。
- クラブ実施市町村数は1,609市町村となり、全市町村(1,811)における 実施割合は88.8%となった。

区分	平成 20 年	平成 19 年	増減
クラブ数	17,583か所	16,685か所	898か所
登録児童数	794,922人	749,478人	45,444人
実施市町村割合 (実施市町村数)	88.8% (1,609市町村)	88.2% (1,611市町村)	0.6ポイント (△2市町村)
未実施市町村数	202町村	216町村	△14町村

[クラブ数及び登録児童数の推移]



2 実施場所の状況(か所)

・ 学校の余裕教室と学校敷地内専用施設を合わせた「学校内実施」が全体の48%と 半数近くを占めており、また、全増加数(898 か所)に占める「学校内実施」増加数 (676 か所)は7割強となっている。

	実 施 場 所	平成 20 年	平成 19 年	増減	
П	学校の余裕教室	5, 005 (28.5%)	4, 759 (28.5%)	246	
	学校敷地内専用施設	3, 477 (19.8%)	3, 047 (18.3%)	4 3 0	
_	児童館・児童センター	2, 6 1 9 (14.9%)	2, 595 (15.6%)	2 4	
	その他	6, 482 (36.8%)	6, 284 (37.6%)	198	
	計	17.583 (100%)	16, 685 (100%)	898	

注:()内は各年の総数に対する割合である。

3 実施規模の状況(か所)

児童数36~70人のクラブが全体の46.9%を占める。

実施規模	平成 20 年	平成 19 年	増減
9人以下	5 6 9 (3.2%)	5 8 6 (3.5%)	$\triangle 1 7$
10人~19人	1, 861 (10.6%)	1, 992 (11.9%)	$\triangle 131$
20人~35人	4, 451 (25.3%)	4, 359 (26.1%)	9 2
36人~70人	8, 241 (46.9%)	7, 300 (43.8%)	9 4 1
71人以上	2, 461 (14.0%)	2, 448 (14.7%)	1 3
計	17, 583 (100%)	16,685 (100%)	898

注: () 内は各年の総数に対する割合である。

4 年間開設日数の状況(か所)

280日~299日のクラブが全体の69.4%を占める。

開設日数	平成 20 年	平成 19 年	増減
199日以下	68 (0.4%)	_	_
200日~249日	3, 5 3 5 (20.1%)		_
250日~279日	1, 493 (8.5%)		_
280日~299日	1 2, 2 0 3 (69.4%)		_
300日以上	284 (1.6%)	_	_
計	17, 583 (100%)	_	_

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:今年度からの新規調査項目である。

5 利用できなかった児童数の状況

・ 利用できなかった児童数は、933人減少した。

	平成 20 年	平成 19 年	増減
利用できなかった児童数	13,096人	14,029人	△933人

6 夏休み等の長期休暇における実施状況(か所)

・ 夏休み等の長期休暇に実施するクラブは、対前年で1,815か所増加の 17,270か所となり、実施割合は98.2%となった。

開館状況	平成 20 年	平成 19 年	増減
夏休み等の長期休暇	17, 270 (98.2%)	15, 455 (92.6%)	1, 815

注: () 内は全クラブ数(20年度:17,583、19年度:16,685)に対する割合である。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況

* 各年5月1日現在の育成環境課調査

1 クラブ数、登録児童数及び実施市町村数の状況

区分	平成 20 年	平成 19 年	増減
クラブ数	17,583か所	16,685か所	898か所
登録児童数	794,922人	749,478人	45,444人
実施市町村割合 (実施市町村数)	88.8% (1,609市町村)	88.2% (1,611市町村)	0.6ポイント (△2市町村)
未実施市町村数	202町村	216町村	△14町村

(参考) 過去5年間の実施か所数、児童数、実施市町村数の推移

区 分	平成19年	平成18年	平成17年	平成16年	平成15年
実施か所数(か所)	16, 685	15, 857	15, 184	14, 457	13, 698
増減	828	673	727	759	916
児 童 数 (人)	749, 478	704, 982	654, 823	593, 764	540, 595
増減	44, 496	50, 159	61, 059	53, 169	38, 554
実施市町村割合 (実施市町村数)	88. 2% (1, 611)	86. 8% (1, 599)	82. 5% (1, 980)	76. 0% (2, 373)	71. 8% (2, 303)

2 設置・運営主体別クラブ数の状況

(か所)

区 分	平成 20 年	平成 19 年	増減
公立公営	7, 563 (43.0%)	7, 409 (44.4%)	1 5 4
公立民営	6, 975 (39.7%)	6, 809 (40.8%)	166
民立民営	3, 045 (17.3%)	2, 467 (14.8%)	5 7 8
計	17, 583 (100%)	16,685 (100%)	8 9 8

注: () 内は各年の総数に対する割合である。

3 実施規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	平成 20 年	平成 19 年	増減
9人以下	5 6 9 (3.2%)	5 8 6 (3.5%)	\triangle 1 7
10人~19人	1, 861 (10.6%)	1, 992 (11.9%)	\triangle 1 3 1
20人~35人	4, 451 (25.3%)	4, 359 (26.1%)	9 2
36人~70人	8, 241 (46.9%)	7, 300 (43.8%)	941
7 1 人以上	2, 461 (14.0%)	2, 448 (14.7%)	1 3
計	17, 583 (100%)	16,685 (100%)	8 9 8

注: () 内は各年の総数に対する割合である。

4 学年別登録児童数の状況

(人)

学 年	平成 20 年	平成 19 年	増減
小学1年生		268, 931 (35.9%)	14,970
小学2年生	248, 151 (31.2%)	2 3 5, 1 5 1 (31.4%)	13,000
小学3年生	182, 018 (22.9%)	170, 850 (22.8%)	11, 168
小学4年生以上他	80, 852 (10.2%)	74, 546 (9.9%)	6, 306
計	7 9 4, 9 2 2 (100%)	7 4 9, 4 7 8 (100%)	45, 444

注:()内は各年の総数に対する割合である。計数には、障害児数も含む。

5 実施場所別クラブ数の状況

(か所)

			(17 /21/
実 施 場 所	平成 20 年	平成 19 年	増減
学校の余裕教室	5, 005 (28.5%)	4, 759 (28.5%)	2 4 6
学校敷地内専用施設	3, 477 (19.8%)	3, 047 (18.3%)	4 3 0
児童館・児童センター	2, 619 (14.9%)	2, 595 (15.6%)	2 4
公的施設利用	1, 599 (9.1%)	1, 604 (9.6%)	$\triangle 5$
民家・アパート	1, 070 (6.1%)	1, 060 (6.4%)	1 0
保育所	967 (5.5%)	1, 007 (6.0%)	$\triangle 4 0$
公有地専用施設	1, 072 (6.1%)	988 (5.9%)	8 4
民有地専用施設	8 1 1 (4.6%)	7 0 8 (4.2%)	103
幼稚園	369 (2.1%)	3 9 7 (2.4%)	$\triangle 2$ 8
団地集会室	1 3 1 (0.7%)	1 1 6 (0.7%)	1 5
商店街空き店舗	6 1 (0.3%)	3 5 (0.2%)	2 6
その他	402 (2.3%)	3 6 9 (2.2%)	3 3
計	17, 583 (100%)	16,685 (100%)	8 9 8

注: ()内は各年の総数に対する割合である。

6 年間開設日数別クラブ数

(か所)

開設日数	平成 20 年	平成 19 年	増減
199日以下	6 8 (0.4%)	_	_
200日~249日	3, 535 (20.1%)	_	-
250日~279日	1, 493 (8.5%)	_	-
280日~299日	1 2, 2 0 3 (69.4%)	_	
300日以上	284 (1.6%)	_	
計	17,583 (100%)	_	_

注: () 内は各年の総数に対する割合である。

7 平日の開所時刻の状況

(か所)

			(17 17 17
開所時刻	平成 20 年	平成 19 年	増減
11:00以前	2, 717 (15.5%)	_	<u> </u>
$11:01 \sim 12:00$	1, 808 (10.3%)	_	-
$12:01 \sim 13:00$	8, 249 (46.9%)	_	
$13:01 \sim 14:00$	4, 107 (23.4%)	_	
14:01以降	690 (3.9%)	_	
計	17, 571 (100%)	_	

注1: () 内は各年の総数に対する割合である。 注2:17,571は平日に開所しているクラブ数。

8 平日の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 20 年	平成 19 年	増 減
17:00まで	1, 147 (6.5%)	1, 445 (8.7%)	$\triangle 298$
$17:01 \sim 18:00$	8, 969 (51.0%)	9, 028 (54.1%)	$\triangle 59$
$18:01 \sim 19:00$	6, 831 (38.9%)	5, 742 (34.4%)	1,089
19:01以降	6 2 4 (3.6%)	470 (2.8%)	$1\ 5\ 4$
計	17, 571 (100%)	16,685 (100%)	886

注1: () 内は各年の総数に対する割合である。 注2:17,571は平日に開所しているクラブ数。

9 土曜日等の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	平成 20 年	平成 19 年	増減
6:59以前	4 (0.0%)	_	<u> </u>
$7:00 \sim 7:59$	2, 132 (12.2%)	_	
$8:00 \sim 8:59$	13, 092 (75.0%)	_	
$9:00 \sim 9:59$	2, 070 (11.9%)	_	
10:00以降	162 (0.9%)	_	
計	17,460 (100%)	_	

注1: ()内は各年の総数に対する割合である。

注2:17,460は土曜日等に開所しているクラブ数。

10 土曜日等の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 20 年	平成 19 年	増減
17:00まで	1, 447 (8.3%)	_	_
$17:01 \sim 18:00$	8, 704 (49.9%)	_	-
$18:01 \sim 19:00$	6, 700 (38.4%)	_	
19:01以降	6 0 9 (3.4%)	_	
計	17, 460 (100%)	_	

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:17,460は土曜日等に開所しているクラブ数。

11 土曜日等の開館状況

(か所)

	開館状況	平成 20 年	平成 19 年	増減
1	土曜日	14, 139 (80.4%)	1 2, 6 6 5 (75.8%)	1, 474
	[毎週開館以外]	[1, 599]	[651]	[948]
	日曜日	1, 400 (8.0%)	3 5 1 (2.1%)	1, 049
	夏休み等	17, 270 (98.2%)	15, 455 (92.6%)	1,815

注1:()内は全クラブ数(20年度:17,583、19年度:16,685)に対する割合である。

注2: [] 内は毎週開館以外のクラブ数であり、内数である。

12 障害児受入数別クラブ数の状況

(か所)

受 入 数	平成 20 年	平成 19 年	増減
1 人	3, 5 4 7 (20.2%)	3, 081 (18.5%)	466
2 人	1, 9 1 5 (10.9%)	1, 662 (10.0%)	2 5 3
3 人	922 (5.2%)	7 7 6 (4.7%)	1 4 6
4人以上	1, 093 (6.2%)	1, 019 (6.1%)	7 4
計	7, 477 (42.5%)	6, 5 3 8 (39.2%)	939

注:()内は全クラブ数(20年度:17,583、19年度:16,685)に対する割合である。

13 障害児の学年別登録児童数の状況

(人)

学年	平成 20 年	平成 19 年	増減
小学1年生	4, 042 (1.4%)	3, 381 (1.3%)	6 6 1
小学2年生	4, 259 (1.7%)	3, 465 (1.5%)	$7 \ 9 \ 4$
小学3年生	3, 679 (2.0%)	3, 103 (1.8%)	576
小学4年生以上他	4, 584 (5.7%)	4, 460 (6.0%)	1 2 4
計	16, 564 (2.1%)	1 4, 4 0 9 (1.9%)	2, 155

注:()内は学年別登録児童数に対する割合である。

14 障害児受入の定員設定別クラブ数

(か所)

定員設定の有無	平成 20 年	平成 19 年	増減
障害児受入の	6, 480 (86.7%)	5, 690 (87.0%)	790
定員無し	[114]	[111]	
障害児受入の	9 9 7 (13.3%)	8 4 8 (13.0%)	1 4 9
定員有り	[22]	[48]	
合計	7, 477 (100%) [136]	6, 538 (100%) [159]	939

※〔〕は、昨年度から定員設定の有無を変更したか所数である。

15 利用できなかった児童のいるクラブ数の状況

	平成 20 年	平成 19 年	増減
利用できなかった 児童がいるクラブ数	2,289か所	2,253か所	3 6

注:利用できなかった児童数を把握しているクラブの数値である。

16 利用できなかった児童数の状況

	平成 20 年	平成 19 年	増減
小学1年生	3,634人(27.7%)	3,730人(26.6%)	△96人
	[115人]	[102人]	[13人]
小学2年生	2,612人(19.9%)	2,989人(21.3%)	△377人
4 1 2 1 3	[43人]	[52人]	[△9人]
小学3年生	4,314人(32.9%)	4,930人(35.1%)	△616人
小子の十生	[36人]	[50人]	[△14人]
小学4年生以上他	2,536人(19.5%)	2,380人(17.0%)	156人
小子4 平生以上他	[65人]	[62人]	[3人]
計	13,096人(100%)	14,029人(100%)	△933人
計	[259人]	[266人]	[△7人]

注:[]内は障害児数であり、内数である。

17 新1年生の受入開始の状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増減
4月1日より受入	16,065 (91.4%)	_	_

注: () 内は全クラブ数 (17,583) に対する割合である。

18 クラブ専用部屋・専用スペースの有無

(か所)

	= \ \ \	= 0	138
	平成 20 年	平成 19 年	増
スペース有り	16, 836 (95.8%)	_	_

注: () 内は全クラブ数 (17,583) に対する割合である。

19 登録児童1人当たりの生活スペースの状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増減
1.65㎡以上	12, 342 (70.2%)	_	_

注: () 内は全クラブ数 (17,583) に対する割合である。

20 クラブ内の静養スペースの状況

(か所)

			(17 ////
	平成 20 年	平成 19 年	増減
スペース有り	9, 824 (55.9%)	_	ı

注: () 内は全クラブ数 (17,583) に対する割合である。

21 1クラブあたりの放課後児童指導員数の状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増減
1人	1, 117 (6.4%)	_	_
2人	4, 330 (24.6%)	_	
3人	3, 588 (20.4%)	_	
4人	3, 033 (17.2%)	_	
5人以上	5, 515 (31.4%)	_	
計	17, 583 (100%)	_	

注: () 内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非 常勤を区別しない。

22 放課後児童指導員の資格の状況

(人)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
保育士・幼稚園教諭	23, 564 (34.2%)	_	_
幼稚園以外の教諭	13, 259 (19.2%)	_	
児童福祉経験有り	9, 277 (13.5%)	_	
その他38条	2, 394 (3.5%)	_	
資格なし	20, 393 (29.6%)	_	
計	68, 887 (100%)	_	

注1: () 内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・ 非常勤を区別しない。また、1人の指導員に対し、1つの資格を計上。

注2:「その他38条」は「保育士・幼稚園教諭」、「幼稚園以外の教諭」、「児童福祉経験有り」以外で児童福祉施設最低基準第38条第2項に該当する者。

23 保護者支援・連携の実施状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増減
子どもの出欠確認等	17, 390 (98.9%)	_	_
保護者との日常的な 連絡・情報交換	17,002 (96.7%)	I	_

注: () 内は全クラブ数 (17,583) に対する割合である。

24 学校等との連携の実施状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増減
学校との情報交換	16,622(94.5%)	_	
学校施設の利用	10, 599(60.3%)	_	_
放課後子ども教室と の連携	4, 069 (23.1%)	_	_

注: () 内は全クラブ数 (17,583) に対する割合である。

25 関係機関・地域との連携の実施状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増減
保育所・幼稚園との 連携	9, 696 (55.1%)	_	_
医療・保健・福祉等 機関との連携	10,612 (60.4%)	_	

注: () 内は全クラブ数 (17,583) に対する割合である。

26 安全対策の実施状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増減
事故・怪我防止と対 応	14,826 (84.3%)	_	_
衛生管理・感染症対 応	13,619 (77.5%)	_	_
防災・防犯計画やマ ニュアルの作成	11, 902 (67.7%)	_	_
定期的な避難訓練の 実施	10, 223 (58.1%)	_	_
来所・帰宅時の安全 確保チェックリスト の作成		_	_
地域と連携した来 所・帰宅時の見守り	7, 074 (40.2%)	_	_

注: () 内は全クラブ数(17,583)に対する割合である。

27 研修受講機会の提供の実施状況

(か所)

			(14 1217
	平成 20 年	平成 19 年	増減
指導員の資質向上の ための研修	16, 763 (95.3%)	_	_
障害児受入のための 研修	12, 591 (71.6%)	_	_

注: () 内は全クラブ数 (17,583) に対する割合である。

28 事業内容の定期的な自己点検の実施状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増減
自己点検の実施有り	13, 943 (79.3%)	_	_

注: () 内は全クラブ数(17,583) に対する割合である。

29 運営状況等の情報提供の実施状況

(か所)

			(** // //
	平成 20 年	平成 19 年	増減
保護者への情報提供	16,726 (95.1%)		_
地域への情報提供	10, 712 (60.9%)		_

注: () 内は全クラブ数 (17,583) に対する割合である。

30 要望・苦情対応の実施状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増減
要望・苦情対応窓口 の保護者への周知	13, 686 (77.8%)	_	_
苦情解決体制の整備	12, 873 (73.2%)	1	_

注: () 内は全クラブ数 (17,583) に対する割合である。

31 放課後児童クラブガイドラインの市町村における策定状況

(市町村数)

			(川1-1/1/8区)
	平成 20 年	平成 19 年	増減
策定済み	1 7 O (10.6%)	_	_
都道府県のガイドラ インを活用	3 7 7 (23.4%)	_	_
国のガイドラインを 活用	8 0 7 (50.2%)	_	_
対応無し	2 5 5 (15.8%)	_	_
計	1, 609 (100%)		-

注: () 内はクラブ実施市区町村数に対する割合である。

32 放課後児童クラブガイドラインに基づく運営内容の点検・確認状況

(市町村数)

	平成 20 年	平成 19 年	増減
点検・確認有り	1, 020 (63.4%)	ı	ı

注: ()内はクラブ実施市区町村数に対する割合である。

[調査概要]

1 調査の目的

この調査は、全国の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況を把握 し、児童の健全育成の推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施してい る。

2 調査の対象

全国の市区町村(1,811市区町村)

3 調査の期日

平成20年5月1日現在

4 主な調査事項

児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施か所数、登録児童数、実施場所別クラブ数、実施規模別クラブ数、年間開設日数別クラブ数、利用できなかった児童数等

5 調査の方法

厚生労働省があらかじめ定めた調査票により各市区町村が記入

6 調査の集計

集計は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局において行った。

(参考) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業(平成9年の児童福祉法改正により法定化く児童福祉法第6条の2第2項>)